



山形県公報

平成16年10月12日(火)
第1584号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則.....(学術振興課)...1109

### 告 示

農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....(森 林 課)...1110  
 同.....( 同 )... 同  
 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....( 同 )...1111  
 同.....( 同 )... 同  
 同.....( 同 )...1112  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同  
 同.....( 同 )...1113

### 公 告

大規模小売店舗の新設の届出.....(商業振興課)... 同  
 一般競争入札の公告.....(村山総合支庁建設総務課)...1114  
 同.....(最上総合支庁建設総務課)...1115

## 規 則

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第64号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則(平成2年7月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表1 附属設備使用料の項の表中

|                    |    |        |       |
|--------------------|----|--------|-------|
| ビデオダビング装置          | 一式 | 2,340円 | を     |
| ビデオ編集装置(視聴覚制御室用)   | 一式 | 4,680円 |       |
| ビデオ編集装置(視聴覚技術研修室用) | 一式 | 1,320円 |       |
| 朗読録音・音声編集装置        | 一式 | 1,320円 |       |
| 音声編集装置             | 一式 | 1,320円 |       |
| ビデオ録画装置            | 一式 | 1,320円 |       |
| カラーテレシネ装置          | 1台 | 1,630円 |       |
| ビデオ録画装置            | 一式 | 1,320円 | に改める。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第976号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
寒河江市大字田代字板山沢1194 - 2
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
    - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
寒河江市大字田代字掘切沢1201 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市大字中山字石川原54、56 - 1、56 - 2、59 - 1、60、84、86、107 - 1、107 - 2、108 - 1、108 - 2、108 - 4
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(3) 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字綱木字東苦々美沢289 - 1、289 - 10、289 - 11

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関字平賀沢3927 - 1、字小深沢3928 - 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関字平賀沢3927 - 1・字小深沢3928 - 1（以上2筆次の図に示す部分に限る。）字唐沢3930 - 1、

字清水裏3931 - 2

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年10月12日

山形県知事 高橋和雄

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東田川郡朝日村大字上田沢字大久保1 - 1、28

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(3) 植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年10月12日から同年10月25日まで縦覧に供する。

平成16年10月12日

山形県知事 高橋和雄

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 345号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|--------------------|---|------|----------|-----------|
| 鶴岡市大字高坂字天王原277番から  |   | 旧    | 39.4メートル | 5,362メートル |
| 同 大宝寺町7番77まで       |   |      | 7.7      |           |
| 鶴岡市大字高坂字天王原215番5から |   | 新    | 80.0メートル | 6,077メートル |
| 同 大宝寺町7番77まで       |   |      | 21.6     |           |

## 山形県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年10月12日から同年10月25日まで縦覧に供する。

平成16年10月12日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長                    |
|--------------------|---|------|----------|-----------------------|
| 鶴岡市本町三丁目14番25から    |   | 旧    | 39.0メートル | 2,397 <sup>メートル</sup> |
| 同 大字高坂字天王原110番10まで |   |      | 7.7      |                       |
| 鶴岡市宝町19番63から       |   | 新    | 39.4メートル | 5,362 <sup>メートル</sup> |
| 同 大字高坂字天王原110番10まで |   |      | 7.7      |                       |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年10月12日

山形県知事 高橋和雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゴルフ5 山形店  
山形市馬見ヶ崎四丁目5番8号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社アルペン 愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号  
代表取締役 水野泰三
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年5月31日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,142平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 43台
  - (2) 駐輪場の収容台数 6台
  - (3) 荷さばき施設の面積 59平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前10時  
ロ 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後9時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後6時まで
- 7 届出年月日

平成16年9月30日

## 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年2月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年10月12日

山形県村山総合支庁長 野 村 一 芳

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎603会議室（6階）
- (2) 日 時 平成16年10月28日（木） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）
- (2) 調達予定数量 1,190トン
- (3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間 契約締結の翌日から平成17年3月31日まで
- (5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積もり金額は、少数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずるもの。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185

## 5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格確認申請書と3の(2)及び(3)に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受付期間 平成16年10月12日（火）から同月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 8 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤(塩化ナトリウム)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年10月12日

山形県最上総合支庁長 鈴木 恒 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁502会議室(5階)
- (2) 日 時 平成16年10月26日(火) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 道路凍結抑制剤(塩化ナトリウム)
- (2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 調達予定数量 1,075トン
- (4) 納入期間及び納入方法 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、少数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。又は、1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。
- (2) 当該調達物品について、官公庁(公社、公団を含む。)に対し平成14年4月1日から平成16年3月31日の間に納入した実績があること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号0233(28)7741

#### 5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望する者は、3の(1)及び(2)に係る証明書を、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

なお、3の(1)に係る証明書は、名簿登載者にあつては、競争入札参加資格確認申請書とし、名簿未登載者にあつては、競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請要領に定める書類(当該調達物品に特に関連のない書類は除く。)とする。

- (1) 受付期間 平成16年10月12日(火)から同月18日(月)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所 最上総合支庁建設部建設総務課経理係

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 8 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (2) この入札及び契約は、最上総合支庁の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。